香川県小豆郡小豆島町当浜
字北原　甲二七番一　一号から三号まで
乙五番二　四号及び五号
乙五番一　六号から八号まで
乙四番二　九号、十号及び十三号
乙三番九　十一号及び十二号
乙四番三　十四号から十七号まで及び二十一号から二十三号まで
乙五番三　十八号から二十号まで

○国土交通省告示第三百十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
迫川
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から百十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と百十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮城県栗原市花山字本沢岳山国有林
五六林班　(1)た小班　一号から四号まで
ワ小班　五号から十一号まで及び十四号から十八号まで
か小班　十二号及び十三号
わ小班　三十三号から三十八号まで及び四十号から四十九号まで
ロ小班　三十九号
リ小班　五十号から五十二号まで
(2)る小班　五十三号及び五十四号
チ小班　五十五号から五十九号まで
四一林班　と小班　六十号から六十八号まで、七十一号から八十九号まで及び百十六号
ト小班　六十九号及び七十号
ヘ小班　九十号から百十五号まで
宮城県栗原市花山字本沢湯ノ倉
七番一　十九号から三十二号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から百十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と百十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮城県栗原市花山字本沢岳山国有林
五七林班　ニ小班　一号から十九号まで、二十四号、二十五号、二十九号及び三十号
ホ小班　二十号から二十三号まで、二十六号から二十八号まで及び三十六号から三十八号まで
ほ小班　三十一号から三十五号まで及び三十九号から五十七号まで
四四林班　い小班　五十八号から七十号まで、七十五号から七十九号まで、八十二号から八十八号まで及び百五号から百十二号まで
ロ小班　七十一号から七十四号まで
ニ小班　八十号及び八十一号
イ小班　八十九号から百四号まで

○国土交通省告示第三百十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年二月三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5366号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び膨脹併用式以外のもの）（体重が15キログラム以上40キログラム未満の小児用）	株式会社オーシャン・ライフ	和歌山県御坊市島字一里山441番地2
第5367号	オーシャンＦＣ－Ｍ型	〃	〃
第5368号	オーシャンＦＣ－Ｌ型	〃	〃
	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び膨脹併用式以外のもの）		

○国土交通省告示第三百十四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、平成二十八年二月三日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年二月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ－624号	オイルフェンス　ＥＰＣ200Ｓ	未来テクノ株式会社	福井県坂井市春江町沖布目第38号3番地
第Ｐ－625号	〃　ＥＰＣ300Ｓ	〃	〃
第Ｐ－626号	〃　ＬＴＣ300	〃	〃
第Ｐ－627号	〃　Ｎライトタイプ	〃	〃
第Ｐ－628号	〃　ＥＰＣ300ＳＲ	〃	〃

○東北地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十六日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　岩手県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十九年建設省告示第千百八十八号盛岡広域都市計画及び雫石都市計画下水道事業北上川上流流域下水道（都南処理区）
三　事業施行期間　自昭和四十九年九月十二日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし